時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄送れ付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

炭礦鐵道の室蘭線開業したり

井上鐵道廳長官は炭礦鐵道撿視の爲め今回北海道に出張し彼の久しく差縺れたる室蘭線も首尾能く開業を許されて炭礦會社の歡びは勿論全道の人氣も大に滿足したりと云ふ抑も室蘭岩見澤間の線路は疾く成工して尋常一樣の場合なれば必ずしも長官の出張を煩はすに及ばず相當の技師に命じて工事の精粗安危を撿查せしめ果して危險ならずと認むる上は直に開業を許す可き筈なるに斯くも鄭重に取扱はれたるは自から入組たる事情のあるが爲めなり即ち世間に評判高き線路變換の一條にして當初炭礦會社より北海道廳へ測量の圖面を添へて鐵道敷設を出願したる其圖面と今度竣工したる實地の圖面とを比較するに聊か線路の變はりたる處あるが如し測量圖には馬追山を右に見たる線が實地には之を左にしたり、左りとは會社は道廳へ追願をもせずして勝手に既定の線路を變換したるものなり政法に背くものなり法に背く者は嚴重に處分せざる可らずとて先づ會社の社長に免職を命じ尚は是れにても足らざるか、工事の既に落成したる鐵道を其まゝにして道廳より其開業を急ぐの氣色も見えず世上の風聞にては遂には補給利子の特典にも影響するならんなど〻竊に心配するものさへある程の次第なりしに今回鐵道廳長官が親しく實地を視て其出來上りたる鐵道に危險なきを證し且これを開通すれば公衆の便利たる可きを認め片時も猶豫す可らずとて即時に東京の本廳に電信を發して其手續を爲し八月一日より公然開業を許可したるは處分の當を得たるものと云はざるを得ず元來線路變換の一條は政務規則上の問題にして鐵道その物に關係す可き事柄にあらず國家の利害より見れば僅に一線の鐵道を造り工事完全にして危險の虞なく地方の公衆は一日も早く其便利を利せんとて待構へたる處に其鐵道會社が政廳に向て政務上の手續を誤りたりとて之が爲めに有益有力なる利器を閑却せしむるの理由は萬々ある可らず聞く所に據れば室蘭線の工事は本年三月中に大抵落成して四五月の頃には開業す可き筈なりしに鐵道會社と道廳との間に何か紛紜の解けざるものありて荏苒する間に數十日を空ふしたりと云ふ我輩は唯その奇を驚くのみ若しも井上長官の出張をして尚は一二ケ月を延引せしめたらんには既成の鐵道も尚は一二ケ月の間は用を爲さずして利す可きの利を失ふのみか其用ひざるが爲めに却て所々に破損をも生じたることあらんなれば長官の一擧は會社をして容易ならざる損害を免かれしめたるものと云ふ可し政務上の手續論と鐵道の利益論とは自から別問題にして井上長官の職掌に於ては鐵道の利を重んじて他を顧るに遑あらず唯斷じて行ふの一策あるのみ然かのみならず其手續論の要點たる線路變換の事情を觀察しても我輩の不審に堪へざるものあり室蘭より岩見澤に至る八十餘里の間は曠漠たる無人の原野にして之に鐵道を敷くに市街村落又は田畑等を通過するが如き人事の故障とては毫もある可らず唯起點と終點とを定めて其間は天然の地理の最も便利にして工費の最も手輕きを專一とす可きは勿論のことにして此邊より見れば內地の鐵道敷設に比して頗る心配なきものなれば最初の測量とても左まで緻密ならざりしことならん故に實地に就て次第に工事を進むるに從ひ此線路を斯くしたらば幾分か利益ならんとて無人の地に迷惑する者もなく又喜ぶ者もなければ遠慮に及ばず唯鐵道の便利のみを目的にして容易に變換したることならん即ち原圖に右に見たる山を實地に左に見るが如き出來事を生じたることならんと雖も人間の利害には厘毫も關係あることなし東海道の鐵道が假に其線路を變換して金の鯱を遙に餘所に見るが如きこともあらんには忽ち名古屋市民の不平を釀す可きも北海道の原野には唯熊と鹿とあるのみにして其事情天淵も啻ならざるを知る可し然るに道廳の筋にては最初出願のときの測量圖と落成後の實地圖と二葉を取て机上に開き篤と見較ぶれば二者の線路に聊か曲直の相違あり何百分一の縮圖に何分何厘の差あれば實地には何哩の線路を變換したるものなり法律に反するものなりとて机上の議論漸く發達して遂に會社々長の免職と爲り又自然に鐵道開業期の遲速にも多少の影響を及ぼしたることならん法を重んずるは政府の本色にして由て以て威信の在る所を明にす可し我輩の飽くまでも願ふ所なれども國家の利益の爲めには時に變通の處分も亦等閑に附す可らず炭礦鐵道の線路變換問題は果して政府の大威信を示すに足る可きや否や之を輿論の判斷に任するのみ

官報

○大藏省告示第四十號

廣嶋本金庫所屬福山支金庫ヲ本月十五日深津郡福山町大字船町ヘ移轉ス

明治二十五年八月十五日　大藏大臣渡邊國武

○遞信省告示第百七十九號

今般陸軍省ニ於テ東京灣浦賀水道ノ北口海堡築設堆石ノ位置ヲ示スタメ數箇ノ圓筒形赤色浮標ヲ碇置シ更ニ其位置ヨリ南方ヘ距離約一鏈ニシテ大低潮時ノ水深二十二尋ノ處ニ假燈船ヲ碇置シ不動赤色ノ燈明ヲ設ケ明治二十五年八月二十日以後毎夜照火ス

一該假燈船ハ木造黑色ニシテ二檣アリ晝間ハ檣上ニ赤旗ヲ揭ク

一該燈火ハ水面ヨリ高サ二丈五尺ニシテ全度ヲ照輝シ其光達距離ハ晴天ノ夜四海里トス

一該假燈船ヨリ測定セル眞方位ハ左ノ如シ

富津洲堡ノ東方堆石ノ西端ハ　北五度三十分東

觀音崎燈臺ハ　南十三度四十五分東

猿島ノ中央ハ　南八十六度三十分西

明治二十五年八月十五日　遞信大臣伯爵黑田清隆

○遞信省告示第百八十號

明治二十四年九月遞信省告示第百九十九號海外電報料金及諸手數料金表中左ノ通リ改正シ本年八月十六日ヨリ實施ス

明治二十五年八月十五日　遞信大臣伯爵黑田清隆

第一表中ノ「マデイラ、セント、ヴインセント及セント、ジヤゴ」ノ項ヲ左ノ如ク改正ス

マデイラ (Madeira)	二、三八七〇	三、二〇三〇
セントヴインセント (St. Vincent)	三、〇四〇〇	三、八五六〇
セント、ジヤゴ (St.Jago)	三、〇七〇〇	三、八八六〇

第四表中ブラジル地方ノ部「亞斯本若クハガヂタス經過」ノ欄內ニアル料金額ヲ左ノ如ク改正ス但ペルナムブコ料金ハ從前ノ通リ

ブラジル地方	
アラカジウ	三、八九六〇
ホルタレザア	三、八九六〇
マランハム	三、八九六〇
パラ	三、八九六〇
リオ、デ、ジエチイロ及其北部地方 即チブラジル北部及中央部 (Rio de Janeiro and North of Rio de Janeiro (North and Central Regions))	三、八九六〇
リオ、デ、ジエチイロ以南地方 即チブラジル南部 (South of Rio de Janeiro (South Region))	四、一三六〇

○遞信省告示第百八十一號

本月十六日ヨリ甲斐國南巨摩郡早川郵便局ヲ同郡都川村ニ移轉シ保郵便局ト改稱ス

明治二十五年八月十五日　遞信大臣伯爵黑田清隆

○東京府訓令第二十五號　郡町村區

本年（六月）東京府訓令第二十三號商事會社役員課稅ノ儀株式會社ハ商法第四條ニ該當スル商取引ヲ爲ス會社ニ從事スル役員ニ限リ課稅スル儀ト心得ヘシ

明治二十五年八月十五日　東京府知事富田鐵之助

東京府訓令第二十五號參照

東京府訓令第二十三號（明治二十五年六月二十五日）

商事會社ノ役員ニシテ商法ニ規定スル合名會社及合資會社ノ社員若クハ株式會社ノ取締役ニ該當スル業務ヲ執ル者ハ其使用建物ト敷地ノ地位ヲ標準トシ商業稅ヲ賦課シ二十五年後半期分ヨリ徵收スヘシ

法律第三十二號商法（明治二十三年四月二十六日官報）抄錄

第四條　商取引トハ賣買、賃貸又ハ其他ノ取引ノ方法ニ因リ產物商品又ハ有價證券ノ轉換ヲ以テ利益ヲ得又ハ生計ノ爲メニスル旨意ニテ直接又ハ間接ニ行フ所ノ總テノ權利所爲ヲ謂フ殊ニ左ニ揭クルモノハ商取引ニ屬ス

第一　產物ノ交換、販賣ヲ目的トスル取引
第二　製造、工業及ヒ手職業ニ係ル作業及ヒ取引
第三　人及ヒ物ノ運送ニ係ル作業及ヒ取引
第四　航海ニ係ル作業及ヒ取引
第五　建築ニ係ル作業及ヒ取引
第六　銀行營業ニ係ル作業及取引
第七　流通シ得ヘキ信用證券ノ發行及ヒ流通ニ係ル作業及ヒ取引
第八　商ノ爲メニ爲シ又ハ受クル倉庫寄託及ヒ其他ノ寄託ニ係ル作業及ヒ取引
第九　船舶ノ賣買、買入、抵當、構造、修繕、艤裝及ヒ乘組ニ係ル作業及ヒ取引
第十　取引所ノ取引
第十一　保險ニ係ル作業及ヒ取引

雜報

○皇太子殿下　東京の炎暑を避けさせ給ひて目下鎌倉に御滯在中の皇太子殿下には御旅中も全く御學問を休ませ給はず午前涼しき間二三時間宛御課業を修め給ひし後は直に海濱に成せられ僅かに天氣にても日覆ひを爲せし下にて一時間海水を浴び給ひ活潑に御運動を遊ばさるゝが爲め申すも畏き御事なれど行啓の當座に比すれば玉顔黑ませ給ひ頗る御健康に在はせらるゝ由に承はる

○近江丸船長の宣告　豫記の如く昨日午前十時より遞信省構內東京船舶司撿所樓上に於て司撿官伊東治三郎氏主任となり司撿官横井時庸、岩崎幹一の兩氏參座し近江丸船長フリドリック　デヴエニッシユ氏の宣告廷を開き同氏を呼出して伊東氏宣告を申渡し當通辯をして宣告書の英譯を讀み聞かせ終りてデヴエニッシユ氏は宣告書中自今二個月間とあるは何時より二個月間なるやを問ひしに伊東氏は今日より向ふ二個月間なりと答へ是れにて宣告廷を
同日は府下及横濱の新
りしと

判定
日本
英國人
右者登簿噸數千五百三
する鐵製汽船近江丸に
日北海道渡嶋國龜田郡
顛末逐審理處
本船は同月四日午後二
道函館に航行中同日午
并び針路を北微西(海
時卅五分同國黒崎に并
倘同針路にて陸奥國尻
速力にて進行し同日午
七時五十七分より航力
同九時三十分既に尻矢
地を認めず因て海深を
海深五十尋針路を北々
分に同針路を一點西方
九尋同十一時には百尋
里の距離を認め得るに
海里の距離に於て尻矢
路を北西微西二分の一
岬に向て進行せり然る
二分又航力を減じ尚針
進したるに同三十分右
に舵柄を右舷一杯に取
乍ち船底岩礁に撞觸せ
如何及び海深を撿し其
と雖も其他の艙內に於
て十呎船尾に於て十六
下して船客を最寄地方
之を船尾の方に投じ尚
を防ぎ置き其後貨物及
處置を施し遂に同月八
助を得て本船を曳卸し
爲めに船底に損傷を生
難報告書及び航海日誌
る左の如し
船長は津輕海峽へ進入
他の陸地を認めざるを
進せしに海底次第に深
の距離を認め得るに至
行したるは其當を得た
航力を減じ針路を變じ
して進行したるは職務
ども乘揚後人命及船體
ものとす
右の理由なるに依り船
ユ所有の甲種船長免状
明治二十五年八月十
審問主任
審問參座
同
右の判定承認候條直に

○西比利鐵道　の一部
西端の第一區はチエリ
る七百四十七ウエルス
ストと云ふ未だ執が信
は九町四十間餘)の距
管なりしが近頃露國よ
急ぎて本年中には落成
成に至れば露國に
如何となれば有名なる
トボルスク地方を貫通
地方は尚ほ此外に
する程なれども是までは

時三十五分、五時九分、八時四十六分〇(上り)　午前七時十九分、十時五十六分、午後二時四十四分、六時三十一分
●熊本發　午前六時三十八分、十時二十六分、午後二時二十一分、六時△
佐賀發●鳥栖發(佐賀へ)　午前七時十分、十時十分、午後二時四十分、
六時二十分●佐賀發(鳥栖へ)　午前八時四十二分、午後零時三十二分、四
時七十二分、八時二分
分、十一時十四分、午後四時十九分、〇上り(小山へ)　午前五時十分、七時
十分、十一時十五分、午後三時七分、●前橋發(小山へ)　午前六時十分、十
時十五分、午後二時、六時三十分
〇水戸鐵道發車時刻　小山發(水戸へ)　午前六時四十分、九時十五分、午
後二時十五分、五時二十分●水戸發(小山へ)　午前六時二十分、十時、午後
二時、四時五十五分
十分、午後一時五十分、五時十五分●高田發(下り)　午前九時四十七分、
午後一時七分、四時三十二分、七時五十二分〇(上り)　午前七時十四分
十時三十四分、午後一時五十九分、五時十九分●直江津發　午前七時、
十時二十分、午後一時四十五分、五時五分
〇上野青森間發車時刻●上野發　午前六時三十五分(青森迄)八時五十分
(宇都宮迄)十一時三十五分(福島迄)午後二時四十五分(仙臺迄)
二時五十五分(福島迄)〇(上り)
上野迄)十一時四十八分(白河迄)
(下り)午前八時二十分、午後一
三十五分(白河迄)午後一時四十
(下り)　午前五時五十分、午
り)　午後九時二